

議案第94号

新居浜市公営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市公営駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年12月4日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市公営駐車場条例の一部を改正する条例

新居浜市公営駐車場条例（昭和55年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「、位置及び」を「及び位置並びに」に改め、同条中「、位置及び駐車する」を「及び位置並びに駐車できる」に改める。

第4条中「駐車場」を「西原中須賀駐車場」に改める。

第11条第1項中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名称	位置	駐車できる自動車の種類
西原中須賀駐車場	新居浜市中須賀町二丁目甲1546番42	普通自動車、小型自動車及び軽自動車（積載物を含め、長さ5メートル以下のものに限る。）
新居浜駅前駐車場	新居浜市坂井町二丁目1394番、1395番、1396番	

備考 この表において、普通自動車、小型自動車及び軽自動車とは、それぞれ道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に掲げる普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

新居浜駅前駐車場が完成し、公営駐車場として管理するため、本案を提出する。